

平成 23 年 6 月 28 日  
行財政局 (担当 財務部財政課)

## 関西電力株主総会における原子力発電の廃止を求める議案についての市長コメント

原子力エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を推進する必要があると認識しております。しかしながら、我が国のエネルギー事情からすると、ただちにすべての原子力発電を廃止できるものではなく、国民的議論が必要であると考えています。

このたびの関西電力株主総会における、原子力発電の廃止を求める株主提案については、廃止時期や代替エネルギーの確保方策が定かではなく、賛成できるものではありません。

平成 23 年 7 月 行財政局

## 関西電力株主総会における議決権行使の考え方について

### 1 株主提案に係る議案

#### (1) 原子力発電を廃止する提案

原子力エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を推進する必要があると認識しております。しかしながら、我が国のエネルギー事情からすると、ただちにすべての原子力発電を廃止できるものではなく、国民的議論が必要であると考えています。

このたびの関西電力株主総会における、原子力発電の廃止を求める株主提案については、廃止時期や代替エネルギーの確保方策が定かではなく、反対の意思表示を行っております。

#### (2) その他の提案

役員定数、役員報酬、業務執行などに係る提案については、「平成 18 年 6 月に取締役の定員枠を 20 名以内に削減している」、「株主総会の決議に基づき適正妥当な金額を決定している」などの取締役会の意見を尊重し、反対の意思表示を行っております。

※株主提案 17 議案のうち 15 議案は定款の変更を行う提案であり、上記のほかにも、あえて定款で明示する必要がないものについては、反対の意思表示を行っております。

### 2 会社提案に係る議案

取締役の選任、剰余金処分などに係る提案について、賛成の意思表示を行っております。

## 原発安全神話にどっぷりつかると市長

### ◆門川市長記者会見

2011年4月20日

(京都市域にはあまり大きな影響はない)

それから、広域的に取り組まなければならないものとして、原子力発電所による放射能の問題について、京都市域にはあまり大きな影響はないわけですが、例えば琵琶湖の水がどういふ影響を受けるのかというあたりも含め、あらゆる角度からしっかりと点検し、市民の命と健康を守り、安心、安全を確保していくため、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

### ◆門川市長記者会見

2011年6月15日

(原発の再稼働について)

【記者】 福井県の原発の運転再開について、京都府の山田知事と関西電力の意見が違っているが、どのように思うか。

【市長】 やはりこれは国が現時点でのより適切な安全基準を示して、電力会社に厳守させるべきだと思います。同時に、県民、国民に不安感を与えない、そういう取組をしてもらうことが一番だと思います。

【記者】 原発の運転再開の是非は、その後を考えるべきということか。

【市長】 将来的に原子力エネルギーに過度に頼らない社会というのは必要だと思いますが、当面の間、安全を確保したうえで、原子力エネルギーに頼らざるを得ないのが日本の現状ですから、それらについて国の責任ある行動を求めていきたいと思っています。同時に電力会社も国としっかりと協議をされて、安全対策を取られ、それを京都府知事にも住民にも示していくべきだと思います。

### ◆門川市長記者会見

2011年7月11日

(原発に対するスタンスについて)

【記者】 原子力発電に対する市長のスタンスは。

【市長】 中長期的には、エネルギーを原発に頼らないようにすることは重要ですし、国民的なコンセンサスも得られつつあると思います。「縮原発」「卒原発」など様々な言葉が使われていますが、中長期的展望のもとでは、私も原子力発電に依存しない形へのエネルギー政策の転換が必要だと思います。

それでは、当面どうするのかということですが、一つは徹底した省エネです。市民も事業者も皆で省エネに取り組む必要があります。もう一つは、再生可能な自然エネルギーへの転換に向けて努力を積み重ねていくということです。この分野はまだまだ技術革新等が必要です。これらを大前提に、当分の間は安全性を十分確認したうえで原子力発電に依存しなければならないというのが突きつけられた現実だと思います。原子力発電所を全面停止して、我が国の産業や国民生活が維持できる状態ではありません。省エネと自然エネルギーへの転換の取組をより強力に進め、中長期にわたって原子力発電に頼らない形にしていくということだと思います。

## 5 原子力発電所事故等に関する対応

今回の福島第一原子力発電所事故に伴う京都市の対応等については、平成23年7月13日（水）に開催した京都市防災会議専門家会議において議題として取り上げられ（京都市）、原子力関係専門家から意見等を伺った。

本案件については、今後も京都市防災会議専門家会議において、今後必要な対応等を含めて議論、検討が進められる予定であるが、放射性物質の飛散に関する市民の不安等も高いことから、この中間報告において、今後京都市が採るべき対応等について、次項に掲げる「京都市第3次地震被害想定」と併せ、概括的なとりまとめを行うこととした。

### （1）福島第一原子力発電所事故の影響

- ・ 東日本大震災の発生以降、福島第一原子力発電所においては、津波の浸水により非常用電源が失われ、水素爆発による建屋損傷等により、放射性物質の放出や汚染水の流出等甚大な影響が生じるに至った。
- ・ こうした状況を受けて、当発電所の半径20km圏内が災害対策基本法に基づく警戒区域に設定され、立入りが禁止されているほか、半径20km圏外の一部区域でも、放射線積算量が20ミリシーベルトに達すると予想される地域が計画的避難区域等に指定され、住民が圏外に避難している。
- ・ この放射性物質の放出により、農産物、畜産物、水産物等から基準値を超える放射性ヨウ素や放射性セシウムが検出され、出荷制限等を余儀なくされているほか、日本全国で目に見えない放射能に対する不安が高まっている。

### （2）今後京都市の採るべき対応

- ・ 京都市に近い原子力発電所としては、福井県に4箇所、計13基あり、このうち現在稼働中のものは4基である。
- ・ この発電所と京都市役所までの距離は60kmほどあるが、市域の久多、広河原の一部地域は、大飯発電所から30km圏内にある（居住者なし）。
- ・ 仮に若狭地域で原子力発電所の事故が起こった場合、緊急に避難すべき地域としては、京都府の「原子力発電所防災対策暫定計画」における対応と同様、E P Z（防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲）としては20kmを考えておけばいいと考えられる。
- ・ 今後、京都市域で大規模地震が発生し、同時に若狭地域の原子力発電所で事故が起こって、福島第一原子力発電所で起こったような複合災害が起こるリスクはかなり少ないというのが、原子力の専門家の見方である。
- ・ しかし、同時に、想定を超えるような事態が起こっても、そうした事態に備えて的確に対応できるような準備をしておく必要がある。
- ・ 事故時の風況によっては放射性物質の飛散等に対する対応が必要となる場

合も考えられ、また、そうでない場合でも、風評被害の発生が予想される。これらのために京都市が採るべき対応としては、環境放射線、農産物、飲料水等のモニタリングをしっかりと行い、こうした情報を迅速かつ正確に市民に伝えるなど、不安を軽減するための取組を積極的に進めていくべきである。

- 環境放射線を継続的に測定するモニタリングポスト等を京都市北部に設置するなど、モニタリング体制を充実していく必要がある。
- 琵琶湖の水の放射性物質による汚染に関しては、仮に琵琶湖方面へ放射性物質が飛散したとしても、琵琶湖の水量が多いため、水中で希釈される。さらに、水道原水の放射能測定を定期的を実施し、水道水として供給される前にろ過等の浄水処理を行っている。ただし、浄水処理により発生する汚泥への残留や淡水性魚類への蓄積等には注意を払う必要がある。
- 国、京都府、滋賀県等と連携し情報交換等を行うとともに、緊急時にはSPEED I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）も含め、放射能に関する必要な情報を共有できる体制を整えていくべきである。

## 現市長も関与した「同和」特別扱いや、不祥事が相次ぎ断罪

### ● 2011年4月25日 最高裁判決

#### パイオニア委託研究事業返還裁判 7100万円賠償を命ずる

市教委が特定の教職員に給与とは別に「研究委託」名目で計7000万円を支払ったことは、違法とする裁判で「重過失があった」と市長（当時教育長）を断罪。賠償請求するよう市に命じる判決が確定

### ● 2011年3月7日 最高裁判決

#### タウンミーティング抽選損害賠償裁判

政府主催のタウンミーティングの抽選で、応募者が市教委により意図できに落とされたことは、「作為的選別は公務員の職務義務に反し違法」として、市に損害賠償を命じる判決が確定。

### ● 2010年6月21日 京都府警

#### 覚せい剤取締法違反で逮捕者

### ● 2010年4月16日 京都地裁

#### タクシーチケット不正使用裁判

市教委を舞台に祇園からの帰宅にタクシーチケットが使用されるなど不正使用をめぐる返還裁判で審理中に教育長ら9人が367件158万円を返還し裁判を終了。

### ● 2007年9月25日 最高裁判決

#### 同和奨学金肩代わり返還裁判

同和奨学金の返済を京都市が肩替わりするのは違法とする裁判で、最高裁は市の上告を不受理。前市長らに約2000万円の返還を命じた判決が確定。

### ● 2006年1月23日 大阪高裁

#### 同和補助金詐取事件裁判

同和運動団体が行った「学習会」名目の温泉旅行に京都市が補助金を支出したのは違法として、京都地裁が05年2月、市長（当時教育長）らに457万円の損害賠償を命じた判決の通り、支払う和解が成立。

## ★現在係争中

### 門川市長宣伝本大量配布 京都地裁で係争中

2008年2月の市長選挙直前に市教委が当時の門川候補のインタビューを掲載した本を公費で大量に配布。不正な公金支出として京都地裁で係争中。インタビューが存在しなかった事実など「偽装」が次々明らかに

## ◆ 2011年7月11日市長記者会見

（パイオニア研究委託事業に関する訴訟について）

【記者】 パイオニア研究委託事業についての訴訟で約7100万円の支払いが決定したが、どのように対応したのか。

【市長】 期限までに私と教育委員会の担当の者とで返還しております。その返還につきましては、私も会員であったみやこ互助会からの給付を受けております。

【記者】 互助会の給付金のみで支払ったのか。

【市長】 そうです。

## 門川市政で削られる 公衆衛生・保健・医療

市立看護短期大学	2009・3月	門川市長が突如廃止を発表
	2009・4月	2010年度からの学生募集停止を発表
	2010・2月	廃止条例提案・議会で否決
	2010・5月	否決された廃止条例を無修正で再提案・可決
保健所	2010・4月	市内11保健所を1カ所に統合・旧保健所は保健センターに 各保健所で行っていた公害業務を、2カ所の環境共生センターに引き上げ
急病診療所	2010・9月	急病診療所廃止条例を可決
	2011・3月	市立の急病診療所3カ所(中京・山科・右京)を廃止し、1カ所にして医師会に委託
市立病院・京北病院	2009・4月	一般会計からの補助金を半減
	2010・2月	市立病院・京北病院を2011年度から独立行政法人化するため、地方独立行政法人「病院機構」評価委員会条例、病院事業廃止条例、地方独立行政法人「病院機構」の定款制定
	2011・4月	地方独立行政法人化
		院内保育所は民間委託し、運営費を6割に削減
病院群輪番制	2009・4月	補助金削減(救急ベッド確保事業)

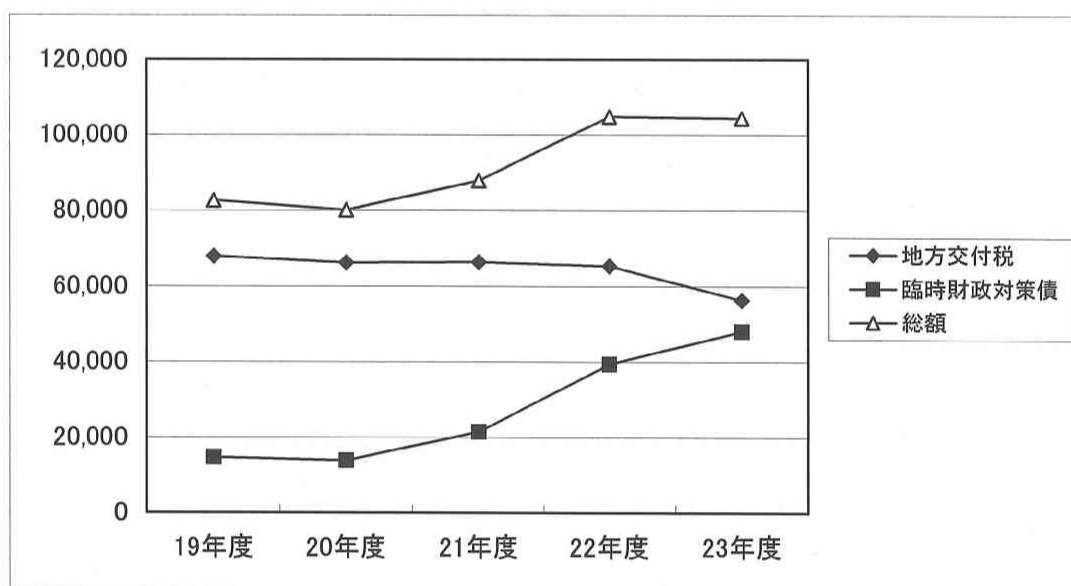
## 現市長のもとでの懲戒処分と逮捕者数の推移

	懲戒処分の被処分者数					逮捕者数
	免職	停職	減給	戒告	合計	
平成20年度	6	15	4	3	28	0
平成21年度	1	8	3	6	18	5
平成22年度	6	9		1	16	6
平成23年度 4月～8月	2	1			3	3
合 計	15	33	7	10	65	14

## 地方交付税の推移

(単位:百万円)

	地方交付税	臨時財政対策債	総額
19年度	67,913	14,725	82,638
20年度	66,217	13,842	80,059
21年度	66,362	21,483	87,846
22年度	65,397	39,372	104,769
23年度	56,312	48,071	104,383



□地方交付税 地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金。財政不足額から算定される普通交付税と、災害時などに交付される特別交付税とがある。国税のうち、所得税と酒税・法人税・たばこ税・消費税の収入額の一定割合が充てられる。地方交付税交付金。交付税。

□臨時財政対策債 地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額国が負担する。臨財債



2 平成18年度～平成23年度 職員数（全任命権）

（人）

年度	正職員	再任用職員	非常勤嘱託員	臨時的任用職員
平成18年度	16,506	102	2,058	679.7
平成19年度	16,153	103	2,057	652.7
平成20年度	15,897	137	2,336	681.5
平成21年度	15,526	190	2,539	830.8
平成22年度	15,113	301	2,738	830.5
平成23年度	14,045	390	2,671	

※ 各年度4月1日現在

※ 非常勤嘱託員については、各年度10月1日現在。ただし、平成23年度については8月1日現在。

※ 臨時的任用職員については、各年度の1日当たりの平均人数

※ 非常勤嘱託員と臨時的任用職員については、消防局，交通局，上下水道局及び教育委員会事務局を除く。

6. 市立学校の常勤講師・非常勤講師等の勤務条件等について（平成 23 年 5 月現在）

	常勤講師	非常勤講師			非常勤嘱託員	
勤務形態	1日7時間45分 週38時間45分	授業時間数による	勤務時間数による	週27時間	週20～10時間	月72時間を上限
給与(報酬)	京都市立小中学校 (22歳モデル) 225,872円	週1時間あたり 月額9,450円	週1時間あたり 月額6,700円	定額 173,050円	1時間あたり 1,000円	1時間あたり 1,000～1,200円
人数	948人	4人	119人	196人	—	—
上段:府費 下段:市費	114人	285人	—	0人	320人	57人
期末勤勉 手当	(22歳モデル) 616,137円	なし				
通勤費	正規職員に準じる	正規職員に準じるが、勤務日数により調整			1日880円上限（月18,180円上限）	
配置目的	少人数学級、 休職者補充 など	専科教育 など	育児短時間勤務、 LD等特別支援、 府「まなび教育推 進プラン」に基づく TT補充(小2)	府「まなび教育推 進プラン」に基づく TT補充(小1) な ど	総合育成支援員	理科支援員
任用期間	通年	夏期休業期間を除く	通年 ただし、TT補充 (小2)は夏季休業 前まで	府費:長期休業期 間を除く 市費:通年	通年	通年

平成23年8月

行 財 政 局

1 平成22年度に年間360時間を超える時間外勤務を行った職員の状況について  
(市長部局)

(単位：人)

局室区	年間 360 時間超	年間 720 時間超	年間 1,000 時間超	年間 1,300 時間超
環境政策局	68	2	0	0
行財政局	104	12	0	0
総合企画局	60	3	2	0
文化市民局	56	1	0	0
産業観光局	48	4	0	0
保健福祉局	344	48	9	0
都市計画局	120	14	0	0
建設局	75	4	0	0
会計室	1	0	0	0
北区役所	6	1	0	0
上京区役所	6	1	0	0
左京区役所	9	1	0	0
中京区役所	5	2	0	0
東山区役所	8	1	0	0
山科区役所	16	3	0	0
下京区役所	5	0	0	0
南区役所	3	0	0	0
右京区役所	15	3	0	0
西京区役所	14	0	0	0
洛西支所	3	0	0	0
伏見区役所	16	4	0	0
深草支所	8	0	0	0
醍醐支所	4	0	0	0
市会事務局	3	0	0	0
選挙管理委員会事務局	5	0	0	0
監査事務局	1	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0
合計	1,003	104	11	0

注 年間360時間超の人数には、年間720時間超、年間1,000時間超及び年間1,300時間超の人数を含む。年間720時間超、年間1,000時間超についても同じ。